平成25年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画 (国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

平成25年4月15日

1. コンプライアンス推進の強化

(1) 違法性の認識に関する研修の徹底

入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるため、グループ討議方式等の手法を積極的に採り入れつつ、必要な研修、講習等を行う。【新規】

(2) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員が、事業者等から入札契約に関する業務について不当な働きかけを受けた場合及び他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合に、その内容を記録し、課室長及び官庁営繕部長に報告することをルール化し、確実に実施する。【新規】

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 営繕関係入札契約等業務のあり方の検討

特にコンプライアンスが求められる入札契約等業務について、引き続き不断の見直しを行う。【継続】

(2)情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報について、管理責任者、管理方法、不正アクセス防止策等を ルール化し、確実に実施する。【新規】

3. ペナルティの強化

(1)談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

平成24年11月30日付け通知(国営管第325号)をもって工事請負契約書を改正し、違約金引き上げの対象を、WTO対象でない工事、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大したところであり、これを確実に実施する。【新規】

(2)誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行ったことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表する。 【新規】

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

コンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、 コンプライアンスに関する取組についてホームページで公表し、透明性 の確保を図る。【新規】

5. 社会から更に信頼される組織づくり

(1)積極広報の強化

情報発信の内容・方法を工夫する等により、官庁営繕部における積極 広報を引き続き推進する。【継続】

(2) 技術力の獲得・継承

適正な業務遂行の基盤である技術力を、組織や営繕部職員が獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、OJTの強化、研修等の改善を引き続き推進する。【継続】

(3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

国民の期待に応えるという観点からPDCAサイクルを通じた業務の 改善を、CS調査の実施等により、引き続き検討する。【継続】